

# 令和元年度 北海道支部事業方針

～北海道の省エネ・節電を支援する省エネルギーセンター北海道支部～

## 1. 基本方針

資源の少ない我が国においては、エネルギーの安定供給が不変の課題となっておりますが、これとともに国連が提唱する「持続的な開発目標 (SDGs)」や「パリ協定」のもとで「低炭素化」「脱炭素化」が求められています。

一方、北海道は地域特有の状況として、積雪寒冷地であるため暖房等を中心としたエネルギー消費量が極めて大きく、年間電力需要のピークが冬季間に集中することから、とくに厳寒期における設備の使い方などに配慮していく必要があります。

北海道支部は地域における省エネ浸透のために、この積雪寒冷地特有のエネルギー事情などに配慮しながら、国の政策に沿い、当センター本部方針の下、会員の皆様および関係機関ならびに「省エネルギー相談地域プラットフォーム」等と密接に連携し、地域の省エネルギー関係者から頼りにされる支部を目指して諸活動に取り組んでまいります。

## 2. 令和元年度の事業計画等の概要

### (1) 「徹底した省エネ」に向けた活動への支援強化

- ・省エネルギー診断等を通じた中小企業等への省エネ支援
- ・工場等のエネルギー使用動向に係る調査・分析
- ・省エネ・低炭素技術の高度化等支援

### (2) 省エネ情報発信の充実

- ・「2019年度省エネ大賞」やホームページ・書籍等を通じた情報発信
- ・賛助会員へのサービス拡充

### (3) 省エネ支援サービスの充実

- ・ニーズに即応した省エネ支援サービスの提供
- ・省エネ人材育成のための講座等による支援
- ・省エネ人材に係る資格認定制度の実施

### (4) 国家試験等の実施

- ・エネルギー管理士試験
- ・エネルギー管理講習（新規講習、資質向上講習）

以 上

# 令和元年度 北海道支部事業計画

(2019年4月1日 ～ 2020年3月31日)

## 1. 「徹底した省エネ」に向けた活動への支援強化

- (1) 省エネルギー診断等を通じた中小企業等への省エネ支援 **【政策協力事業】**  
省エネの浸透が期待される中小企業の工場やビル等を対象として、専門家の派遣による省エネ・節電診断指導を実施する。  
その際、本部で定める省エネの余地の発掘や省エネの実効性向上等に資する新たな診断手法の適用等を図る。  
また、診断事業の「活動成果」として得られた省エネ事例などの情報提供を行う。
- (2) 工場等のエネルギー使用動向に係る調査・分析 **【政策協力事業】**  
省エネ法のエネルギー管理指定工場、特定事業者等を対象に、エネルギー使用設備に係る「工場等判断基準」の遵守状況、省エネ対策の推進状況等について、確認調査を行う。  
また、省エネ法の遵守状況に基づく「事業者クラス分け制度」において省エネの取組みが停滞しているクラスの事業者を現地調査する。
- (3) 省エネ・低炭素技術の高度化等支援 **【一部政策協力事業】**  
本部主体の活動が円滑に進むよう支部においては地域における広報等の活動を行う。

## 2. 省エネ情報発信の充実

- (1) 「2019年度省エネ大賞」やホームページ・書籍等を通じた情報発信  
特に優れた省エネ活動事例や製品・ビジネスモデルを「省エネ大賞」として表彰しており、発表大会の開催案内、事例集の配布等を通じて、省エネ・節電事例、製品を紹介する。  
また、地域に密着した「支部ホームページ」の作成、月刊「省エネルギー」誌等により広く省エネ・節電に関する情報を提供する。
- (2) 賛助会員へのサービス拡充  
会員へのエネルギー管理(省エネ推進功労者)表彰、無料講座の実施および省エネ法に係る各種問合せへの迅速な対応等を通じて、会員サービスの充実を図る。

## 3. 省エネ支援サービスの充実

- (1) ニーズに即応した省エネ支援サービスの提供(本部支援)  
事業広報活動および地域の政府関連施設の省エネ診断協力などを中心に実施する。
- (2) 省エネ人材育成のための講座等による支援
- ① 各種講座の企画・実施  
省エネ法への対応や最新の省エネ技術・節電対策等に関する講座を実施する。
  - ② 出前講座の開催  
企業等の個別ニーズに応じたオーダーメイドのプログラムによる講座を実施する。
- (3) 省エネ人材に係る資格認定制度の実施
- ① 「エネルギー診断プロフェッショナル」資格認定の実施  
産業分野における総合的なエネルギー管理に関して、高度・専門的見地から診断指導・改善提案を行う専門人材を育成・発掘する。
  - ② 「家庭の省エネエキスパート」資格認定の実施  
地域や企業活動において「家庭の省エネ」を推進する人材を育成・発掘する。
  - ③ 「ビルの省エネエキスパート」資格認定の実施  
業務用ビル分野について、事務系を含むできるだけ多くの関係者がビルのエネルギー管理の要諦を理解し、実践活動に結びつけられるよう実施する。

#### 4. 国家試験等の実施

(1) エネルギー管理士試験

指定試験機関として、第41回エネルギー管理士試験を8月上旬に実施する。

(2) エネルギー管理講習の実施（新規講習、資質向上講習）

省エネ法に基づきエネルギー管理指定工場等で選任が義務付けられているエネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の資格取得のための新規講習会を、上期〔6月下旬〕及び下期〔10月下旬〕に実施する。

また、上記講習により選任されているエネルギー管理員等に定期的（3年ごと）に受講が義務付けられている資質向上講習を2月下旬に実施する。

以 上